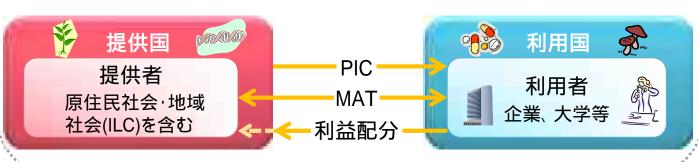
名古屋議定書について

正式名称:遺伝資源の取得の機会(Access)及びその利用から生ずる利益(Benefit)の公正かつ衡平な配分(Sharing)に関する名古屋議定書

生物多樣性条約一

- ▶ 3番目の目的として遺伝資源の利用から生ずる利益の公正・衡平な配分を規定
- ➤ ABSに関する基本的なルールを設定

利用者(主に先進国企業)は提供国(主に途上国)の「事前の情報に基づ〈同意(PIC)」を取得し、提供者と「相互に合意する条件(MAT)」を設定した上で、遺伝資源を利用 その商業的利用から生じた利益や研究成果を、MATに基づいて提供国に配分 遺伝資源を育む生物多様性の保全や持続可能な利用に貢献



名古屋議定書

▶ 条約で定められたルールの適正な実施を確保する措置を規定

提供国

***アクセス手続きの明確化

- ◆ 確実・明確・透明なPIC根拠法令 等を整備し、PIC証明書等を発給
- ◆ 遺伝資源に関連する伝統的知識 (TK)の利用に関ULCの同意・参 加を確保する適当な措置

利用国

是提供国法令等の遵守

- ◆ 自国の利用者による提供国法令 等の遵守、PIC取得、MAT設定を 確保
- ◆ TKの利用に関してILCの同意・ 参加を適宜確保

利用をモニタリングするチェックポイントの指定

情報提供

通報

ABSクリアリングハウス

適宜情報共有